

第九回 参議院地方行政・人事・文部・労働連合委員会會議録第五号

(1104)

昭和二十五年十二月八日(金曜日)午前
十時四十九分開会

本日の会議に付した事件

○地方公務員法案(内閣提出・衆議院
送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方
行政、人事、文部、労働連合委員会を
開会いたします。地方公務員法案につ
いて審議を続行いたします。先ず岡野
國務大臣より原委員に対する保留した
答弁があるようですからその答弁をい
たします。

○原虎一君 答弁して頂いて結構です
けれども、連合委員会としてはあまり
にも出席が悪いんです。少くとも各会
派の代表と、各委員会のほうから御出
席してないで、進行されることは如
何かと思うのです。出席を促されて、
その上で、と申しますのは事柄は非常
に重要な事です。昨日委員長は関係方
面においてになりまして出席なかつた
のでございすけれども、私も質問
するに對してと見られる諸君か
らヤジが飛んで、法案の重要性をわき
まえられないと言われても仕方がな
い。ヤジが飛ぶという事は、法案の
重要性を知らないから、何か審議を我
我が妨害しておるかのごとく考える
人がある。それは甚だ遺憾であります。
如何にこの法案が重要性を持つて
おるかという事は、各委員の諸君に私
どもが質問いたし、又当局の答弁等に
ついて相当関心を持たれて然るべきだ
と思う。どうか出席を促がされて、も
つと多数の出席を得て進行しなければ

ならんことを希望します。(賛成)と呼
ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) 委員長はしば
しば皆様の御出席を懇願いたしておる
のでありますが、なか／＼御出席がな
いのです。時間が経つばかりで困るの
ですが、お話をいたしますがちよつとそ
れならば休憩をいたしましてもう一度
招集いたします。速記を止めて下さ
い。

(速記中止)

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて
下さい。では岡野國務大臣。

○國務大臣(岡野清藏君) 昨日問題に
なりました点を速記でよく調べて来
ました。つきましてはその速記録につ
いて読み上げます。こういうことでご
ざいます。若し御報告があるにもかかわ
らず、又その報告が條例にも違反しま
せんし、又正当である、又納得の行く
報告であるという場合に、これを地方
の理事者が執行しないというところが、
一万数百の公共団体の中には或いはな
いとも限りません。併しながらその点
においてこそ私はこの地方自治に非常
に依存しておるわけでありまして、若
しそういうことが度重つてあるとしま
すれば地方のことでございす。するか
ら、條例を作り、規則を作ることがで
きる権能をその地方自治体を持つてお
りますから、地方議会において條例を
作つて、報告があつたにもかかわら
ず、これをしないときにはどうする、
こうするといふふうなことは、自主性
を尊重しまして地方公共団体の議會、

即ち地方公共団体の最高機関がこれを
適当に処理する條例になり規則なりを
作つてくれるだろう、こう考え、又作
らせていいと私は考えております。以
上が速記録でございす。以上の通り
でございまして、表現の方法について
やや御疑問の点を生じたことは誠に
遺憾であります。私の申し上げまし
た意味を具體的な例で申し上げますと、
例えば人事委員会が給与ベースの引上
げを報告したが、知事がこれを実施し
て行くために必要な給与條例案を議會
に出して来ないというふうなとき、議
会が報告を妥協と認めるときはその報
告の内容を実施するために必要な給与
條例案を議會に出してこれを可決する
であらう、これをやるかどうか、これ
は地方自治に信頼してやつて行けばよ
い。こういう意味で申し上げた次第で
ございす。何とぞ御了承を願ひます。

○原虎一君 今御説明がありました
例えは人事委員会が知事に対して給与
ベースの引上げを報告したその場合に、
知事がその引上げ報告を履行する、実
施する手続をとらぬ場合に、地方議會
が実施するような條例を作つたらしい
というふうな意味と言われましたが、
実施させるような條例はどういう形で
作られますか。その点を御説明願ひた
いと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 報告がござ
いました場合には、例えば今回の国家
公務員の場合のように、一千万、ベー
スを上げるといふことでございすな
らば、現在の給料表を定めております

る給与條例を、それに相応するように
改正する條例案を長が作りまして、そ
の際には人事委員会の意見を聞かなけ
ればならぬと思ひますが、作りまし
てそうして議會に提案をする。議會が
これを決定する。こういうふうなことに
なるわけでございす。

○原虎一君 ちよつと、私が聞き落し
たかも知れませんが、大臣の御答弁は
人事委員会の報告を知事が聞かない場
合においては、議會が條例を、実施で
きるような條例を作ればいいと、鈴木
政府委員の御答弁は知事が千円なら千
円のベース引上げの議案を出して議會
に諮る。こういうふうには私は聞かえ
たのでありますが、その点を御説明願
ひたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今申し上げ
ましたのは、要するに人事委員会がい
たします報告は、長なり議會なりにい
たす、両方合せていたすことになつて
おります。給与につきましての報告
は……そこで今申しましたのは長が
その報告に基きまして、例えば千円の
ベース引上げをするというふうなこと
になりますれば、先ほど申しましたよ
うな長の側から提案することに相成
ります。又長の提案を待ちません
で、議會が自主的に報告に従つて処置
しようといふことでございす。するな
らば、議會がみづから給与條例を改正を
する。こういう措置を自主的にとつて
もいいわけではございす。このいづれ
かの方法によつて報告が実現するわけ
でございす。若し長も、或いは

議會も共に現在の状況においてはそれ
は困難であるといふことでございす
ならば、その報告が実行できないとい
うようなことにもなるかと思ひま
す。

○原虎一君 議會が給与ベースの引上
げを條例によつて変える。それは予算
の伴うものであります。要するに県の
追加予算であります。條例だけでは、
予算の伴う條例は議會がどういふ形
でなし得るものか。それから地方自治法
によりましてどの法律とどの法律によ
つてなし得るということを明確にして
頂きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の地方
自治法の解釈をいたしましては、議會
が、仮に予算を伴うものでございま
しても、條例を以て一定の事項をその団
体が負担する、或いは一定の金額を
特殊の経費のために支出しなければな
らないというふうな、條例を以て規定
をいたしました場合におきましては、
予算の編成権者である地方公共団体の
長は、その條例を以て履行する義務が
ございすので、その條例、規則に従
つて、予算案を、その議會中、可能で
ございすならばその議會中に、間
に合わないならば次の臨時會を招集する
等の措置によりまして、條例が定めて
ある通りの予算を編成、提案しなければ
ならない義務を生ずるものと、かよ
うに解釈いたしております。

○原虎一君 その解釈に対して、法制
當局も間違いないのか。その点を明確
に願ひます。

○政府委員(林修三君) 只今鈴木次長の答弁された通りでございます。

○原虎一君 そうしますと、明確になりましては、国の場合において

は、政府が予算を提出しなければ不可能であるが、地方議会における場合に於いては、明確に、地方議会が給与ベースを引上げる條例を作れば、予算の伴う條例であっても差支えない。こういう御解釈である、と承わつてよろしいでございますか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は、従来の地方制度から一貫した解釈でございます。

○原虎一君 そうしますと、先ほど岡野大臣から、速記録による御答弁がありました。ところが今お読みになりました点で私どもが疑惑を持つたことは、直接人事委員会の勧告を実施するような條例を作つてくれるだろう。又作らしていいと私は考えております。こう言われておりますが、これは給与の問題であります。その他の勧告も、すべて今御説明のように、條例によつてやればいいと、こういう御説明、こういう御意思と承わつてよろしいのでありますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 勧告につきましては、いろいろの内容の勧告が人事委員会としてはなし得るようになっております。従つてその勧告の内容によりまして、條例を以て規定をしなければならぬ事項がございます。ならば、これは條例によることを必要といたします。例へば人事委員の規則、或いは地方公共団体の長の規則、或いは予算等の措置を必要とするものとか、勧告の内容によつてそれ、運うわけでございまして、それに應じた

手続をとらなければならぬ、とられるであろうということになつております。

○原虎一君 そこで大臣の御答弁は、今御説明があつた通りであります。鈴木政府委員はさうお答えになつております。というのは、相馬君が関連質問しまして、即ち岡野大臣御答弁のうちに、人事委員会の勧告を履行する積極的な地方條例を作ることは本法案に抵触しやしないかというのが原委員の質問である。政府委員は具体的に明確な答弁をされたいという意味の質問をしたのに対し、政府委員は今の人事委員会の勧告につきまして、その勧告を必ず実施しなければならぬという條例を作りますことは、この趣旨から、先ほど御説明申し上げましたような趣旨から申しまして適當でない。又法律上の問題といたしましては、この地方公務員法案におきまして、必要な勧告をしなければならぬと規定し、その勧告について、更に拘束力を与えるような規定を設けておりませんので、やはりこの法律案の趣旨といたしましては、御指摘のような具体的條例を設けることはやはり法律上も可能でなく、不可能であるというふうに解釈すべきではないかと考えております。

○原虎一君 即ちさういふ点は、我々の質問に岡野國務大臣はさう言われておるのです。若しさういふことがたび／＼重なつてあるとしますれば、地方のことでございしますから、條例を作り、規則を作ることが出来る権能をその地方自治体が持つておりますから、地方議会において條例を作つて、勧告があつたにもかかわらず、これをしないときにはどうする、さうするといふようなことは、自

治性を尊重しまして、地方公共団体の議會、即ち地方公共団体の最高機関がこれを適當に処理する條例なり規則なりを作つてくれるだろう、さう言つておる。この点の説明を願います。

○政府委員(鈴木俊一君) 大臣が仰せられましたことは、勧告がございしました場合に、その勧告を如何に具体化するかについて御答弁があつたわけでございます。要するにこの勧告に対して條例を或いは作り、或いは條例を作らないといふようなことがあろうけれども、とにかくそれは地方自治の自主的な決定によつて勧告か、或いは何らかの形で実行されて行くであらうとさういふ意味の勧告がありまして、その処置のこと言つておるわけであり

ます。私が相馬さんからでしたか、お尋ねがございましたことにつきまして、只今御朗読になりましたこの点は、人事委員会の勧告を必ず実施しなければならぬといふ條例を作ること、法律上可能かどうか、さういふ点のお尋ねでございましたから、これはこの内容の問題ではなくして、勧告文の一つの事後の手続の問題として、必ず勧告を実行しなければならぬといふ意味の條例を作ること、この地方公務員法案の趣旨から申しまして、又法律の規定の上から不可能である、かように申し上げたのであります。と申しますのは、只今いろいろ論議がございしますのは、「勤務条件に関する措置の要求」といふところの第四十七條の規定の解釈の問題でございまして、必要な勧告をしなければならぬ。若し法律が個々に勧告があつたらそれを実行しなければならぬと、さう書いてございしますならばこれは問題が

ないわけではございますが、さういふふうに明確に書いてないのみならず、次の「不利益処分に関する審査」の請求という規定が第五十條にございします。が、この五十條の第二項にございしますは、審査の結果に基いて処置すべきことをさういふに明確に規定をいたしてあります。これは要するに法律上取消したり、承認をしたり、或いは指示するといふようなことをさき／＼とさき／＼おるわけではございまして、さういふ方法で不利益処分を飽くまでも是正するといふことを、法律は要求する趣旨でございします。が、四十七條のほうは、要するに勧告までが人事委員会の権限であり、その勧告を又必ず実行しなければならぬといふことを法律が要求することは適當でないかと、さういふ考へておるわけではございまして、従つて勧告をどのように扱ふかといふことは、その勧告の個々の具体的結果によつて、條例なりその他の議会の手続を要するものは議会の手続で処置をする。長だけでやつて行けるものは長だけでやつて行く、さういふことでございまして、而も長なり、議会の議事手続の各種の手続がございまして、それぞ

れぞれの各種の手続がございまして、それぞろれの手続によらなければこれはできないわけではございまして、それを無視して必ず勧告の通りにすべて行わなければならないといふことは、これはさういふ自治制度の手続の建前から申しまして適當でないとかさういふ考へておるわけではあります。

○原虎一君 その点は大分明確になりました。昨日法制局から答弁がありまして、た、四十八頁五十五條の第二項の問題でありまして。即ち前項の、第一項の末尾にございましては「但し、これらの交渉は、当該地方公共団体の当局と団体協約を締結する権利を含まないものとす。」「第二項にございまして「前項の場合において、職員団体は、法令、條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に抵触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による申合せを結ぶことができる。」「即ち申合せをした場合において、その申合せを履行しない一方に対して、これを一方が迫り或いは実行せしめる法的処置等がなし得るかどうかといふことについての御答弁があつた。昨日の御答弁で行きますれば、申合せの事柄によつては裁判所の扱ひ問題でもあらうといふ意味の御説明があつたわけでありまして。さういふ場合を仮に一つの例を挙げて説明して頂きたいと思ふのです。

○政府委員(林修三君) 私昨日御答弁いたしましたことは、この五十五條の第一項におきまして、団体協約を締結する権利を含まない、かように規定しております。関係上、これは国家公務員法と大体同様の規定があるのでござい

合に、この書面による申合せができる
というように規定しております。その
条件として法令、條令、地方
公共団体の規則、それから機関の定め
る規程に抵触しない限り、かように相
成つております関係上、そこで両者の
交渉の結果として書面による申合せを
する範圍はおのづから相當制限がある
わけでございます。昨日も二つばかり
例を申上げたわけでありましたが、大
体考えられますことは、一つといたし
ましては例えば組合のほうから給与ペ
ー
スを上げてくれ、こういう交渉があり
ました場合に、長といたしましては、
これは條例で給与がきめてあります関
係上、当然それを上げてやるといふ約
束をするわけに行かない。上げるべく
努力しよう、そういう條例が議會を通
るべく努力しよう、こういうことに相
成るかと思ひます。そういうような申
合せがありまして、これはその事柄
の性質上おのづから道義的責任をお互
いが負うということになるのではなか
ろうかと思ひます。ただもう
少し問題を要えまして、昨日ちよつと
例を申上げましたけれども、予算で、
例えば厚生施設をする予算がきまつて
いる、例えば或る職員の庁舎なり宿舍
に風呂場なら風呂場を幾つか作るとい
う予算が條例できまつておる、そうい
う場合に、その予算の執行方法、これ
は何らかの條例或いは規則等にその風呂
場の建て方等について規定がない場
合、それをどういうふうに建てるか、
どういうような構造で建てるかといふ
ようなことにつぎまして交渉があつ
た、両者の意見がまとまつたという場
合におきましては、もう少し拘束力が
具体化するのではなからうか。この地

方公務員法は別段その履行を相手方に
強制する規定は地方公務員法ではござ
いません。ございせんが、その事柄
の性質によりましては、一般の法理に
よつて解決すべき問題もあるのではな
からうか、かようなことを申し上げた次第
でありまして、その交渉の事柄の内容
におきまして、多少そこに拘束力が違
つてくる場合もあるのではなからうか
と考えております。

○委員(岡本愛祐君) 原君に申し上げ
ますが、労働大臣が見えております。
○原虎一君 労働大臣は今日は私はよ
ろしうございませう。
○委員(岡本愛祐君) 時間は五十分
間。
○原虎一君 そこで今法制局の御説明
ではこの申合せは何ら双方に対して強
制力を持たないのだ、従つて文書であ
るうと、口頭であるうとこの申合せを
したということはすべてその履行、不
履行の問題は道義によるよりほかはな
い、こういう結論になると思ひます。
○政府委員(林修三君) 先ほど申し上げ
ました通りに、そのお互いの申合せの
内容によりまして、内容が相當具体的
に、当局が義務を履行することが申合
わされておつたというような場合に
きましては、仮に地方団体が裁判所に
それを提起するというようなことがあ
つた場合に一般の法によつて解決する
ことはあるかと思ひます。この地方
公務員法自体にはその点について規定
はございません。

○原虎一君 それでは協約の内容とい
うものによつて履行する義務が生じて
来るというものはあり得るというあな
たのお考えでありますか、そうします
と前の団体協約を締結する場合を含ま
ないものであるという場合であれば、
要するに団体協約は協約に基いて履行
の義務を負ふのだ、あとの第二項の
申合せは申合せ、義務を負ふものとな
る、併し申合せの内容によつてはま
義務が生じて来るのだと、こういう解
釈ですか。

○政府委員(林修三君) この二項の申
合せは、要するに両方の意思の合致で
ございまして、二項の内容をいたしま
しては先ほど申し上げました通りに、大
体がお互いに道義的責任を負ひ合うよ
うな事項が多いと思ひます。併し事
柄の内容によりましてもう少しこの拘
束力が強くなるという場合もあり得
るかと思ひます。
○原虎一君 実にあいまいでありま
すか、鈴木政府委員はどう御解釈をと
られておられますか。私は団体協約を締
結する権利は含まないここに強く諷
つておる以上は、その申合せの内容の
如何を問はず強制力がないものと解釈
すべきものである。この申合せそれ自
体からそれは合意の上の契約であるか
は履行すべきものであるということに
はなつて来ない、ただ道義上の責任だ
けであると、こういう解釈を私は持
つ。団体協約を締結しないということ
は何を意味するかといへば、申合せに
対して履行の義務を持たないというこ
とであると私は解釈するのであります
が、鈴木政府委員はどう解釈されま
すか。

○政府委員(鈴木俊一君) この第一項
の但書のほうの「団体協約を締結する
権利を含まない」と申しますのは、
只今林政府委員も申し上げましたよう
に、要するに拘束的性質を持った団体
協約を締結する権利を含まない、こ
ういふ趣旨に解しております。
第二項の点になりますと、多くの
場合は大体努力するといふような形
のものが多く思ひます。條例なり規則
で定められておる事項が相当多ござ
いますから努力するといふものが多
いと思ひますが、そういうものに対し
ましてはいろいろ今林政府委員から御
説明申し上げましたように、法律上の拘
束力といふようなものは全然問題にな
つて来ないと思ひますが、先ほどか
らいろいろお話のございました厚生の
な施設等につきまして、予算もあり條
例でも何かそういうような厚生施設を
その地方団体として設置するといふよ
うなことがきまつておりました、た
だどういふかこの厚生施設を作る
か、向きをどうするのか、風呂場をど
こに作るか、どういふような匠者を連
れて来るかといふたようなことに關し
まして当局との間に話し合ひがつきま
した場合にはおきましては、これを法律上
の拘束力と申しますかどうか、法律学
上の強くむづかしい意味におきまして
は、私、ちよつと明確に申し上げかね
ますけれども、先ほど林政府委員が申
上げましたように、そういうような事
項をやはり裁判所も取り上げられまし
て、一つの問題になるということとは私
はあり得ることであるといふふうに考
えております。

○原虎一君 時間がだんだん／＼なくな
つて来ました。大体私が見解と政府の見
解とは明らかに違つたと思ひます。但し、
もう少しありますので、若木君の手持
時間を私に或る程度譲つて貰うこと
になつておりますから、委員長御了解
の上に私が時間を超過しましても発言を

禁止しないように願います。

罰則の問題をお伺いしたいと思
います。五十二頁の六十一條であ
ります。「左の各号の一に該当する者
は、三年以下の懲役又は十万円以下の
罰金に処する。」第五十條第一項に規
定する権限の行使に關し、第八條第
五項の規定により人事委員会若しくは
公平委員会から証人として喚問を受
け、正当な理由がなくてこれに應ぜ
ず……云々となつております
が、この点を御説明願いたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 人事委員会
の権限の一つといたしまして、この法
案におきましては証人を喚問いたしま
すとか、或いは一定の証明を求めま
すとか、書類を提出せしめるとか
いうようなことを一つの権限として書い
ておりますが、それは人事委員会が
いろいろ調査研究をいたし、或いは不
利益処分を審査するといったような
場合におきまして、必要がございます
わけでございますが、この場合のす
べてにつきまして、必ず刑罰を以てこ
れを要求するというふうに行いたし
ますことは、地方団体の他の各種の
執行機関との關係から考えて見まし
ても、そこまで行きますことはどうも
全体の地方団体の機構として相互彼此
権衡をとれない虞れがございます
ので、ただ人事委員会の権限として証人
喚問権、或いは書類の提出権というも
のを規定することにいたしましたのでご
さいます。職員の地位を保障いたし
ます最も重要な手段の一つでござい
ますところの不利益処分の審査に關
しましては、これはやはり一種の裁判
的な行為でございますので、この

審査に當りましては、やはりどうして
も必要な証人を喚問し、必要な書
類の提出を求めなければならぬわけ
でございます。若しこれに應じないとい
うことになりましたら、その貴重な
裁判的行為が完全に行えないことに
なりますために、不利益処分の審査
に關する権限を行使するために必要が
ございます。証人におきましては、飽
くまでも証人の喚問、或いは書類の提
出を履行することができまするよう
に、特に刑罰を以てこれを保障するこ
とにいたしましたのでございまして、要は
不利益処分の審査を眞に裁判的な行為
として価値あらしめようとするもので
ございまして。

「委員長退席、地方行政委員会理
事竹中七郎君委員長席に着く」

○原虎一君 そこで私はその六十一條
の第一号「第五十條第一項に規定する
権限の行使」これは今御説明のよう
に喚問を受けてこれを理由なく拒否した
者に対しては三年以下、十万円以下の
罰金に処せられるわけですね。そこで
「第八條第五項の規定により」というこ
とになりますと……これは訂正になつ
ていないでしよう。そのままではし
やう。

○政府委員(鈴木俊一君) なつており
ません。

○原虎一君 「第八條第五項の規定に
より人事委員会若しくは」……となつ
ておるのではありませんか、第八條第五
項は私が見たところでは「職員の競争試
験及び選考並びにこれに關する事務
を行うこと」となつていますが、こ
れとこの「第五項の規定により人事委
員会若しくは公平委員会から証人とし
て喚問を受け」ということはどうい

う場合ですか。
○政府委員(鈴木俊一君) 只今原委員
のお読み下さいましたのは、八條の第
一項の第五号でございまして、第五項
と申しますのは、十頁のしまいから三
行目の「5」と書いてある以下の條文で
ございまして。

○原虎一君 それではそこを説明して
下さい。

○政府委員(鈴木俊一君) 十頁のしま
いから三行目は「人事委員会又は公平
委員会は、法律又は條例に基くその権
限の行使に關し必要があるときは、証
人を喚問し、又は書類若しくはその写
の提出を求めることができる。」

○原虎一君 それで明確になりました。
それでは三十二頁の三十五條です。
「職員は、法律又は條例に特別の定
がある場合を除く外、その勤務時間及び
職務上の注意力のすべてをその職務遂
行のために用い、当該地方公共団体が
なすべき責を有する職務にのみ従事し
なければならぬ。」この点一つ御説明
願いたい。

○政府委員(鈴木俊一君) これは職務
専念義務を規定いたしましたものでござ
いまして、要するに職員といたしまして
は、その勤務時間中並びに職務上の注
意力を、その職務遂行のために用いて
行かなければならぬ。又地方団体が
やるべき仕事にのみ従事しなければなら
ぬ、専念しなければならぬという職務
の専念義務の一般的な規定を規定いた
したわけでございます。ただこれに
つきましては、その前のほうに「法律
又は條例に特別の定がある場合を除
く」というふうな規定をいたして
おりますが、例えば五十五條におき

まして登録を受けた職員団体のために
職員が当局と交渉をするというふうな
場合はこれはまさに法律で定がある場
合でありまして、そういう場合は職務
専念義務の例外ということになるので
ございまして。更に條例等の例として考
えられますことは、例えば休暇をとり
まして一時的に組合の業務に従事いた
しますとか、或いは非常災害の場合
に他の地方公共団体等に応援に参りま
すとかいつたようなことが條例で特別
の例として置くことが考えられます。

○原虎一君 こういう場合はどうなり
ますか。団体を作つて、団体が體の休
憩時間に団体の總會を開く、或いは役
員會を開く場合、これが一つです。そ
れから地方公務員が夜学の講師をや
る、これが第二の質問であります。以
上二つについて御答弁願います。

○政府委員(鈴木俊一君) 職員団体の
役員會をやるといふことでございま
すが、これはこの規定だけから申しま
する、條例でそのような規定を設け
れば形式的には可能であると思いま
す。ただ国の場合におきましては、そ
のような場合についての例外を人事院
規則等において認めておらんようでご
ざいまして、これらとの権衡の問題と
して多少問題があらうと存じておりま
す。それから夜学に行くことはどうか
というところでございますが、これは勿
論勤務時間外でございするならば問
題はないわけでございます。

○政府委員(鈴木俊一君) その通り、
休憩時間中にやりますことは一向差
支えないと思ひます。

○原虎一君 それでは次の三十六條
の、政治的行為の制限の問題でありま
すが、基本的にこれがいいとか悪い
とかいふ問題は別として、「職員
は、政党その他の政治的団体の結成に
關与し、若しくはこれらの団体の役員
となつてはならず、又はこれらの団体
の構成員となるように、若しくはなら
ないよう勧誘運動をしてはならぬ
い。」この勧誘運動の限界であります。
これを御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) この勧誘運
動というのは、要するに或る党の黨員
になるように勧誘をする場合におきま
して、ただ個人的に一人、二人に対し
てそういうようなことをやるといふこ
とはこれには當りません。やはり組織
性を持ち計画性を持つて行かうといふ
ことが勧誘運動という運動というもの
の一つの概念に入らうと思つておりま
す。従つて相當の範圍に亘つてそれが
行われるといふことを前提として考
えております。

○原虎一君 そういたしますと、組織
的、計画的という前提があるのであり
ますが、例えば私が地方公務員だと
いたします。その關係に何々党に加入
したらどうかといふことを個人的に勧
めることは差支えないわけですか。

○政府委員(鈴木俊一君) それが組織
性、計画性を持たないものならば差支
えないわけですね。

○委員長代理(竹中七郎君) 労働大臣
は衆議院のほうに呼ばれておられます
ので、労働大臣に御質問のある方は先
に願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 前掲を申し上げないで突如として労働大臣に質問をいたしますのは、言葉が足りなくなってしまうのですけれども、本法案は非常に科学的な近代的なスタイルを持つ法案であるということこそを説明の中で言われておるのであります。そのうちで一番問題になるのは、労働問題に対する罰則の問題ではないかと思うのでございますが、特に私は労働問題について労使間の紛争の解決というものについてはよほどこれは本法案が誇る近代的な感覺を持たなければならぬというふうな考えておるわけでありまして。私が考えますのは、労使間の紛争というものの根本的な解決の方法は、労働組合において自主的に解決がされ、又社会の輿論がこれを解決の方向に向かせて行くというふうになつて行くのが正しいのではないかというふうに考えているのでございます。併しながら本法案が、恐らくこれも国家公務員法に準拠して立案されたものでございまいしょうけれども、国家公務員法のあの立法当時におきます客観的な情勢と、現在の情勢というものは非常に違つているということは、これは何人も否み得ない現実ではないかと思うのでございます。曾つて吉田首相は労働者に対して不逞の輩という言葉を以て遇したのであります。が、今日吉田さんが如何に時代感覺に乏しいとはいひながら労働者を不逞の輩というようなことをおつしやろうはずはないし、又世間の輿論もこういうような考え方に對しては恐らく真向から反對するのではないだらうか。こういう工合に客観的な情勢というものは非常に變つて來ているにもかかわりませず、一方においては法の適用範圍な

どについても前質問者から續々質問がありました、幾多の矛盾を衝かれておるさ中に罷業とか怠業、或いはその他の労働問題について罰則を与えるというやうなやり方は、これは近代的スタイルを誇る地方公務員法における大きな欠陥であらうと私は思うのです。更にこういふ罰則を以て遇した場合に、特に私は婦人の面から主張したいのであります、日本の婦人労働の問題、というのは、曾つてから、世界の国際労働会議においても、この日本の婦人労働者に対する無理解、全く野放しの状態にあることは、痛烈に批判され、労働運動が日本に始まつてから日本の働く婦人の労働條件というものは格段に改善され、そうしてその中において初めて婦人みずからが自分の社会的な地位を向上させるということで、大きな目覚めを持つて来たわけでございます。併しながらこの労働問題に対してこのような苛酷な罰則が現実に行われておるとしたならば、一番社会の弱層にあるところの働く婦人の労働條件の改善、或いは婦人の地位の向上、経済的な地位の向上というものは非常に阻害されると、私はこう思うのでございす。そこでお願いしたいことは、外国にこのような労使間の紛争の解決方法法において、これに罰則を適用する例が一体あるのかどうかという点でございますが、この点を伺いしたいのでございす。

○國務大臣(保利茂君) 労使関係と申しますか、労働関係と申しますか、ここにこの調整のために、或いは安定のために、罰則を以て臨むというやうな行き方は、高田さんの御意見の通り私は決して正しい行き方ではないと存じ

ます。飽くまで勞使の自主的な良識と
そして措置によりまして、さような仮
に罰則がありまして、罰則の適用が
行われないような状態には非自主性を
以つて御処置を頂きますように、私は
御期待をいたしたいのであります。な
お只今御質問の、外国の立法例はど
うなつておるかという御質問でござい
ますが、法律違反に於いて罰則が用いら
れておる事例は相當数多いように伺つ
ておりますが、これは私が申上げるよ
りも勞政局長からお答えを申上げたほ
うがよいと思ひます。

○政府委員(賀来才二郎君) 先ずアメ
リカのタフト・ハートレー法におきま
しては、現行制度ではストライキをや
つてはならない、ストライキをやれば
罰せられるという罰則があります。そ
れから前の例であります、イギリス
の爭議制限にもそういう例はあるので
あります。

○高田なほ子君 御承知の通りに、タ
フト・ハートレー法というものが一つ
の罰則の規定を設けたということは承
知しておるのであります、併しなが
らあの民主国家のアメリカにおいて、
このタフト・ハートレー法が上程され
たときに、上院議員の中においてどの
ように深刻な論議が交わされ、又院外
の組織されたA・F・L並びにC・I・
Oというふうな民主的な労働組合が、
あのタフト・ハートレー法が上程され
たときに、上院議員の周囲を三万、五
万の大デモンストレーションが政行さ
れて、このタフト・ハートレー法の非
民主的なところを働いて、而もこれが
よつて來たところのトルーマンの再
選というふうな形になつて現われて來
たことを考えたときに、このタフト・

ものについては、アメリカ自体のみならず、世界の各国がこの非民主性を働いておるのでございますが、本法案の罰則規定というものは、それ以上に苛酷なものであつて、誠にこれは日本の最近の國家總動員法によるところの労働者を彈圧する惡法にほかならない、私はかく考へるのであります。

更に近代國家においてもナチスにおいて、或いはイタリアのファシズム擡頭のあのときにおいて、丁度このやうな恐ろしい、労働者に対する彈圧が行われたのでございますが、更にこゝういふ前提の下に立つてお伺ひしたいことは、民主主義發展のこの段階においては、このような罰則を設けるという労働問題について罰則を設けるということは、この民主國家の發展の段階においてどのようなプラスがあり、どのようなマイナスがあるか、プラス、マイナスの面について明確にお答えを願ひたいのであります。

○政府委員(實來才二郎君) タフト・ハートレー法の成立の經過については私もよく承知いたしておりますが、アメリカにおきましては現在もなおこの法律は施行されておるのであります。ただこの際申上げて置きたいと思ひますことは、御承知と思いますが、タフト・ハートレー法におきましては爭議行為をしたもの自体も罰せられるので、併し本法案におきます地方公務員組合の場合におきましては、この行為の遂行をそそのかし、又はあおり、又はこれらの行為を企てた者というふうにして、ぼつて書かれてあるのであります。

○高田なほ子君 私のお尋ねしておるところはそういうところではないの

で、民主主義義務の保障において、ういうような方法がどういうふうなプラスと、どういうマイナスを持つか、私は寡聞にしてよくわかりませんが、対しての制裁の問題について、これは非民主的ではないかというお尋ねでございしますが、今、労政局長からも申し上げましたように、この法案におきましては、争議行為をいたしました職員自身を懲罰することにはいたしておりません。これは、単に懲戒処分による処置を必要とする場合においては、懲戒処分においてこれを処置するといふような争議行為を外部からするようにならざることを企てる、又これを共謀するような者につきましては、これを処罰することにしたしておるのでございまして、公務員が忠実に職務に専念いたしております場合には、そういうような状態を破壊し、争議行為にこれを導くといふようなことは、これはやはり公務員の基本的な性格から申しまして適當でないと思つてございます。このような制限を設けますこと自体は憲法の公共の福祉の原則、或いは公務員の全体の住民の奉仕者であるといふような原則からいたしますところのも一つの原則上の問題に相成つて来るものでございまして、その故にこれを非民主的であるといふことには申し得ないように考えておるのでございます。

○高田なほ子君　御答弁によりますと、この法案によつて非常にこれはまあ公共の福祉を民主的に守つてゐるのだから誠にそれはプラスであると、プラスの面だけをお挙げになつたわけですね。

○政府委員(鈴木俊一君) プラスとがマイナスとか申しまするよりはやはり公務員としての性格からこのような争議行為、或いは争議に関連するような行為が一而公務員に対して禁止せられますと共に、他而公務員に対してそういうようなことを要求いたしまするということがないようにこれを保障する、かような考え方でございまして、そういうふうにいたしますことがやはり地方自治行政の公正なる運営を確保するということに相成りまするし、又職員の利益をそういう意味において保護できることになると思うのでございまして、そういうことは結局において地方自治の本旨を實現することに關うことに相成りまするし、延いてはこれが民主主義全体の進展に寄与するものであるというふうに考えておるのでございまして。

○高田なほ子君　そこでこれは公共の福祉と個人の価値というような最も本質的な問題に触れなければならぬと思いますし、私はこの点については堀議員から先日御質問があつたのですが、どうしても納得が行かない。公共の福祉ということとは地方公務員が公共性の立場に立つて受ける制限、人間としての基本的な権利を保障されなければならぬ、というこの立場と、この二つの面が相対的に考えられなければならない問題になつて来るので、今あなたとこ

こで公共の福祉と個人の完成という問題について詳しい討論を避けたいと思ふのでありますけれども、公共の福祉の前には個人の受ける権利というものが全く考えられないでもよろしいというふうには私は考えられません。

れないのです。私が個人の完成ということを上げますのはこれは決して野放しの自由を指しているのではなく、民主主義的な原則として飽くまでも憲法で保障された個人の権利というものは国家が保障して行かなければならぬといふ併しそこには一定の制限があるといふことも私は認めます。又個人の権利の尊重ということが自我の幸福のことは最高度の追求ではないか。飽くまでも一つの秩序の中に置かれたところの個人の完成ということを私は考えているのでありますけれども、その秩序といふこととそれから不当な粹ということとはおのずからこれは本質的に違ふと思うので、そこでこれはあとでゆつくりと國務大臣にお尋ねをするわけでございますので、あなたにお聞きしたいことはマツカサの書簡が日本の民主化の五原則に副いまして、マツカサのたび／＼の忠告がございま

した。そのマツカーサーの御忠告の中には日本の民主化を推進させるためには、正しい日本の国の労働運動というものをごを發展させて行かなければならない、こういうことが明白に書れてございますけれども、この精神をどの程度までこの罰則の中に生かしておるか、私は甚だ疑問の点があるのでございしますが、この調節をどういうような面で一体とおられるのか、特に御説明を願いたいのでございまして、附加えまして、なおこの中にそそのか

すとか、あおるとかいうような、字引を引きましてもどうも明確を欠く言葉がございますので、この点も併せて御答弁を願いたいのでございます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今のお尋ねの点でございますが、今のマツカー

サー元帥の、労働運動を促進することが日本の民主化を促進することであるというような点についてこの原則の規定等におきまして、どういふふうに調和を圖つておるかというお尋ねでございますが、労働運動の進展推進ということが日本の民主化に寄与いたしますことは、これは全くお説の通りでございます。ただそういういわゆる私企業の場合におきますところの勤労者と労働者と、企業主との間のいわゆる債権債務の關係から派生をいたして参りますところの、いろいろの労働運動というやうな、その形のもをそのまま公務員の体系のうちに取入りますことは、公務員がやはり全住民の奉仕者であるという、そういう性格からいたしまして、これはどうしても或る種の制約を受けることになるのでございまして、この点は一面それらの公務員が、自己の生涯の職業といたしまして

そういう全住民の奉仕者であるという地位を選び、そこに自己の身を投ずるということをしたし、入つて来ておるわけでございますし、又根本的な職員の性格から申しまして、そういうような一種の制約が附着しているということは、これは憲法の規定からいたしましても当然の容認をせられるわけでございまして、従つてそういう意味で本来の労働運動の姿が公務員の体系のうちにおいては非常に形を変えて来ているということは、これは止

むを得ない結果であらうと思うのであります。その点は要するに、いわゆる交渉権の問題、或いは団体協約、或いは職員団体罷業権といったようないろいろいわゆる労働者の団結権でございますと、か、罷業権というような点に

ついては相当の變つた姿になつておることは先般来いろう／＼御説明を申し上げました通りでございます。今の罰則自体の問題といたしましては、要するにそういうふうな形の変つて参りました体系のうちにおきましてこの秩序を維持して行かなければならんために特にとつておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、罷業の場合においても全面的にすべてこれを罰則を以て臨むという形でございせん、職員自体に対しましては單に懲戒処分を以て臨むにとどめてゐるわけなのでございまして、この六十一條の第五号のそそのかし、或いはあおるということでございしますが、これは要するに「そそのかし」というのはそういう爭議行為を行うような決意を生ぜしめるというところが「そそのかし」ということでありまするし、「あおり」というのは現在爭議行為をやろうという意思を持つ

ておる者に對しましてそれを更にあおつて煽動をして行くと、これが「あおり」ということでございます。

○高田なほ子君 「そののかし」と「あおり」について今御説明がありましたのですが、そういう決意を生ぜしめるようなことをした者がそののかしたことになるのだという御説明があつたのですが、決意を生じたか生じさせないかというその判定はどういう具體的な事実できめて行くのでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) すべてこの

刑罰に裁判所が決定をするわけでござい
ますから、一応檢察官がこの條項に
該当するということで起訴し、裁判に
おきましてそれが終局的にそういうよ
うな規定に該当するや否やの審査が行
われるわけでございまして、その結果

処罰せられるか否かということがきまるわけでございます。

○高田なほ子君　そうすると裁判がそういうことをきめるというわけでございしますが、その次の「あおり」ということの御説明でございしますが、争議行為をしやうとする意思を持つている者に対して、更にこれに積極的に働きかけるといふこととあります。

が、本人がそういう意思を持つていなかったとすれば、これはあおつたということにはならないということになりますね。そういう一休判定はどこできめるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君)　その点もすべて裁判によつて終局的に決定せられるわけでございます。

○高田なほ子君　最終に私は申し上げますが、「そのかし」とか「あおり」というようなことは、今巧みな言葉で遊ぶことがなつたようですが、こういうによ

うなことは如何なる名裁判官であらうともなか／＼判定のつく筋合のものではない。こういうようないかかわしい言葉で以て「三年以下の懲役又は十万円以下の罰金」というようなこの重い刑罰を強いるということ、この法文を自體に私はもう疑義があるので、これ以上この問題について質問を進めようとは思いませんけれども、こういう点はずもつと明確にされて、然る後にこの裁判官任せでなく、やはり「あおり」とか「そそのかし」というようなあい

うことについて初めからそれは除く

て私はやらなければならぬ、それがあなた方の任務だ、というふうな考へておられるのです。ですからそれを労働大臣は何かの圧力によつて譲られたのだらうと思ふのです。そのところをもう少し正直に述べて頂きたい。

○国務大臣(保利茂君) これは正直に申しますけれども、決して圧力をかけられて譲つたとか譲らないとかいう問題じゃございません。私は良心的に地方公務員法においてこれをやるならば、当然この国家公務員法のそれに手を着けずしてやることはできるのじやないか。それは決してどつから圧力がかかつて来て曲げたという、これは私正直に言つてそういうことはございませぬので、できるだけ早く妥當の、双方に通ずるところの案を得たい、というふうな思つております。

○成瀬權治君 そうすると労働大臣個人の見解かも知れませんが、とにかく国家公務員法にも不備な点があつた。地方公務員法にも今言つたような矛盾点がある。この点を除外することについては、政府の一員として早急に努力されるということ、こういうことをお約束したと、こういうふうに受取つてよいのです。

○国務大臣(保利茂君) どうぞそういうふうにお取り下さつて結構だと思ひます。分はそのつもりでおります。

○成瀬權治君 そうしますと、いろいろな私はそういうことを言われましても、荏苒とされて二年三年おつぽつておかれるのか。これをいつかの機会というように、矛盾点があることは、国家公務員法ができてから二年半も三年も経つてゐる。十分私たちは準備ができておるから、来国会あたりにそうい

う提案をされる準備があるかということとを一つ伺ひたい。

○国務大臣(保利茂君) 只今それまでの準備はいたしておりません。

○成瀬權治君 そうするとこれはいつ頃あなたのほうは全体やるのか。その不備のあるところを知りつつも、そのまづつと流して行くつもりなのか。大よその目処を言つて頂けなければ、今申しましたように、とにかく今の監獄とか或いは拘留を食つておるような人たちと同じだと思ふのです。基本的人権を制限されているということ、私は重大問題だと思ふのです。それを三年も頻頻を出して過しておる。尙又地方公務員法を出して置いて又頻頻を出して行かうというふうなことで、あなたは口でこそそういうことを言われるけれども、誠意が窺ひにあるかというのを疑わざるを得ないのでございませぬ。そこで一つ労働大臣としては大體基本的人権を守るといふ立場を明確なる御決意をここで一つ述べて頂きたい。

○国務大臣(保利茂君) 恐らく岡野国務大臣からもお話があつたと思ひますけれども、單に私は私個人の氣持のみならず、これは他の国務大臣ともよく話をしているわけでございませぬ。誠意を盡して対処しているものであります。

○高田なほ子君 お許しを得まして、一つだけ今のことに關連してお伺ひしますが、十二月四日の連合委員会の矢嶋さんの御質問にこれがあつたのでございませぬが、附則二十項の地方財政法の第六條に規定するところの公営企業の内容の問題について、法律の適用範圍の矛盾を御かれたわけでありませぬ。端的に言つて、企業体に含まれな

い現業關係の取扱を除外例としてこれをしてどういうふうに取り扱ふか。その取扱の仕方について端的な御質問があつた。私は記憶しておる。これに對して、私の速記が大要明確を欠いて申訳ないのですが、通常国会で出すつもりであるという御答弁をなすつたのは多分国務大臣であつたと思ふのでございませぬが、今の労働大臣の御答弁と私は時期において矛盾を感じる。用意がされてない、一方は通常国会に出すつもりである、これは非常なズレであると思ふのですが、どちらが本當ですか。どちらからでもよろしくございませぬが、一つ責任のある御答弁をもう一度お願いしたい。

○政府委員(鈴木健一君) 只今高田委員の仰せになりました地方財政法第六條に基く公営企業に従事する職員身分、取扱につきましても法律でございませぬが、これに關しましては、目下鋭意立案中でございまして、準備が完了いたしました、關係方面との交渉が完了いたしますならば、次の通常国会に出したいと考えております。現業のほうに關しましては只今労働大臣からも仰せになりましたように、政府としてはその職務と責任につきまして一般の行政職員と、確かに特殊性があると存じておりますので、この点に關しまして今後考案を續けて結論に到達いたしたい、たならば關係の法案を国会に提案したい、かように考えております。

○高田なほ子君 お説御もでありませぬが、曾つて国家公務員法と同時に地方公務員法案は立案すべきものである、一連の連関において同時にこれは出されなければならぬものであつたか。この立案過程の御説明

にしば、どうであつたのでございませぬが、このように一連した問題について一方は通常国会で出し、一方は全くそれに關連したものを、考案中であるから早急に出すつもりであるというように逃けないで、これはやはり同時に通常国会に出すというふうな御答弁を私は頂きたいのですけれども、そういう意味とは違ふのですか。

○政府委員(鈴木健一君) 地方公務員法は地方公務員全体の基礎法、根柢法でございまして、先ず基礎が打立てられませぬといふと、その特例を如何に規定するかということが具体的に定まらないわけがございませぬ。従つて政府といたしましては、地方公務員法案を先ず国会に提案いたしまして御審議を頂き、それが確定したところに従つてこれに附帶いたしますところの各種の、例えば教育公務員の特例法案でございませぬとか、その他の關係法令の改正法案、今申し上げました公営企業の法案等を提案する順序で参りたい、かように考えておるのでございませぬ。

○成瀬權治君 まあ非常に私としては誠意がある、精一ぱいの御誠意だらうというふうな御答弁を聞きましては、私のほうは不満足でございませぬが、これでまあ労働大臣の質問は打切ります。

次に文部大臣にお伺ひします。教員の教育公務員特例法が施行されました。教員の恩給といふものが加算されないことになつておるわけがございませぬ。それに対して文部省としましては、それが悪いといふことはわかつておりませぬから、それに対しての事後処置をどうんなふうなふうにお考えになつておるか。

○国務大臣(天野貞祐君) これは政府委員からお答えいたします。

○政府委員(稲田清助君) 只今のお尋ねでございませぬが、お言葉にありまして、去年教育公務員特例法が施行されましたから同時に再就職いたしました公立学校教員は、引續いて地方公務員になりました後におきまして、恩給法の適用がございませぬけれども、その後において新たに採用せられた者については恩給法の適用がなくなりまして、従ひまして、それ、地方公共団体におきまして退職料條例を作りまして、退職料を支給して頂くことを期待いたしておるわけでありませぬ。それ、地方公共団体においてもその財源によつてこうした退職料を研究せられておるとは存するのでありますけれども、文部省といたしまして、全国的にこうした方が退職料を確保するために何か必要な措置をとることが適當であるかどうか、目下研究中でございませぬ。

○成瀬權治君 すると只今研究中、こういうことと言われると、これはとりつく島がないわけでありませぬが、私がお伺ひしたいことは、実は恩給が加算されずに、加算されない人もあるわけが、例へば十四年ぐらゐやつておつて、もうして再就職をして来た。その方たちが三年もやれば以前だと恩給になつた人ですが、そういう人たちが加算されず非常に不安がつておるわけが、それに対してもう少しそういう人たちが不安がつておることを除去されるというふうな御答弁をここで私は期待するのですが……。

○政府委員(稲田清助君) 前に十四年やつてゐる方はあと三年すれば加算さ

れますが、その他そうした不公平な方
につきましては退職料條例を制定せら
れる地方公共団体においてともかく御
考案になるということが建前である
と思ひます。我々としてはその各地方公
共団体におけるそうした御措置をよく
見まして、その止においてな何か中
央において考慮する必要があると思ひ
ます。その上においてな何か中
央において考慮する必要があると思ひ
ます。その上においてな何か中

の遂行に支障がないと認める場合のは
か、これをやつてはいけなないのだと
こいうふうになつておりました。教
員の例で言いますと、非常に制限が強
化されておる。現在のごとく教員と申
すよりも、すべての勤く人たちが給料
が低い場合に直接勤務に支障のない、
本務の遂行に支障がないと認める場合
は許可するが私は当然だと思ひます。
それを何故にこいうふうにするのか
して来たか。その点について一つ文部
省の御見解を承りたいと思ひます。

十一條の規定を改正いたしました。そ
の趣旨を明らかにしたいと思ひます。
す。二十一條のほうは優先するといふ
趣旨を明らかにしたいと思ひます。
○成瀬清治君 これは私は非常に文部
省として満足な答弁を頂きまして有難
うございました。

ワーク・ショップと言われておるよう
な言葉で中央がそれに補助したいとい
う考えを持つております。ただそこに
任せていいという意味ではございませ
ん。

わゆる勧誘運動をしてはならない、こ
れが組織的、計画的でない限りには差
支えないと……然らば組織的、計画
的とは如何なるものであるか。この点
を明確に、或いは実例を示して答弁願
いたいと思ひます。

○成瀬清治君 まあこれを文部省が地
方に対してこれをするとはこれは
できないと思ひます。併し
私はいろいろ全国の教育長會議と
か、或いは教育委員長會議とか、或
いは代表者會議といふようなものがある
と思ひます。そのときに一つ文部省
のほうとしてはこいう人たちが不利
にならないように、そうして再就職し
た人たちが安心して一つ職に就けるよ
うな形がお願いしたいと、こいうふう
に思ひますが、これはよろしうござ
いますか。

○成瀬清治君 大臣は教育公務員特例
法を改正するといふのですが、この地
公法に合せるほうに改正するといふの
ですか。文部省は……

○成瀬清治君 私の申し上げたいこと
は、例えば、教員の研修の場合は県で
これを立案して行く、こいうふう
に考えていいわけではございませぬか。市
町村でやつて行くか、そのところ
を……

○委員長(岡本愛祐君) 岩間君は文部
大臣に質問はございませぬか。

○委員長(岡本愛祐君) 岩間君は文部
大臣に質問はございませぬか。

○政府委員(稲田清助君) 誠に言葉
のようによいと思ひます。十分
分善処したいと思ひます。

○成瀬清治君 次にこの地公法により
ますと、営利企業等の従事制限といふ
のがこの法案の三十八條にございま
すが、これと、教員の場合を言ひます
が、こゝで、御承知の教育公務員特例
法によりますと、そこには他の職務の
従事といふことで二十一條に規定して
おるのがあるのです。それを両者比較
して見ますと、今度の地公法では一切
従事してはならない。第二項では人事
委員会は規則で以て基準を定めること
ができる、こいうふうになつてお
るわけですね。特例法のほうでは「本務

○政府委員(稲田清助君) 特例法が優
先したいと考へております。特例法が
例外的規定でございまして、例外規
定のほうはつぎ優先するようになつて
特例法を改正したいと思ひます。

○成瀬清治君 それでは私は只今の文
部省の答弁は非常に満足でございま
す。文部大臣に対する質問は私は打
切ります。

○委員長(岡本愛祐君) 休前に引続
きまして連合委員会を開会いたしま
す。

○政府委員(稲田清助君) 特例法第二
十條の規定を改正いたしました。そ
の趣旨を明らかにしたいと思ひます。
す。二十一條のほうは優先するといふ
趣旨を明らかにしたいと思ひます。

○成瀬清治君 これは私は非常に文部
省として満足な答弁を頂きまして有難
うございました。

○成瀬清治君 私の申し上げたいこと
は、例えば、教員の研修の場合は県で
これを立案して行く、こいうふう
に考えていいわけではございませぬか。市
町村でやつて行くか、そのところ
を……

○委員長(岡本愛祐君) 岩間君は文部
大臣に質問はございませぬか。

○委員長(岡本愛祐君) 岩間君は文部
大臣に質問はございませぬか。

いう目的を以て働きかけるといふようなことも、今申上げましたような意味では、その要件に該当いたしませんので、これは勧誘運動に入らないといふふうに申さなければならぬと思います。で、計画性を持ち、組織性を持ち、或いは相対的に相当広範囲でなければならぬといふような事柄に關しましては、その限界点をどこにおくかといふことは、これは一々数字を以て挙げることは到底不可能な事柄であります。具体的な事例に關しましてこの本法の精神に基いて客観的に妥当な線を出して参らなければならぬといふことに考へる次第であります。

○**原虎一君**　そこで第三十六條第二項の「公の選挙又は投票」において投票するよう、又はしないように勧誘運動をすること。」というこの「公の選挙又は投票」の場合にあらずして勧誘運動をする場合、例えば地方公共団体職員が休館時間を利用して一つの政党的宣伝をする、演説をする、この政党が正しいと思うという演説をした場合には、これは勧誘ではない演説であるが、どうなるか、この法律によりますと抵触するかしないか。

○政府委員(藤井貞夫君) お答えいたします。この三十六條の第二項で制限をいたしております政治的行為は、二つの要件を具備したものであることを必要とするのであります。その一つは政治的目的を持つていなければならぬということが最初の点でございます。それから第二は、この第二項に五つの項目に分つて掲げております一号乃至五号の規定によつて定められます行為であることを必要とするわけであります。従いまして政治的目的を以

てなされない行為でありますならば、たとえ一号乃至五号に規定いたしておきます行為をいたしても、これは本法の適用を受けないということに相成るのでありますし、一方政治的目的を以てなされたものでございまして、それが一号乃至五号の規定に該当する行為でなければ、これ又いわゆる政治的行為の制限にはひつつかからないということに相成るわけでございします。即ち政治的行為の制限は、ここにございます「特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する」ということが一つの目

的、それから第二は、「公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的」、この二つの目的を持ちまして、そうして一号乃至五号に掲げられた行為をなす、この二つの要件に該当いたしました場合に初めて政治的行為の制限に触れて参るということに相成るわけでございます。従いまして今原委員から御質問のございました、職員が休憩時間において特定の政党支持の演説をやるということでございますが、これは成るほど

の一項の場合に規定がございますが、この規定におきまして若しそれが單なる政黨支持の宣伝、その趣旨をただ説明するというようなことの意圖にとどまつております場合は格別なことはございませんと思ひますが、それが若し集まつた人々に対してその団体に賛成する、その団体を支持する、従つてその団体に入るように勧誘するといふような仕組を持つておるものでございますれば、それは第二項にはかかりませんでも、三十六條の第一項の規定に該当する處れがある場合が多いかと考える次第であります。

○原虎一君　大分明確になりかけて来

ましたが、こういう場合を想定いたします。甲はAという政党が正しいと考へてその意見を發表する、乙はBという政党が正しいという意見を發表するが、この地方公務員が休憩時間を利用し、大衆にそういう一種の討論をする、こういう場合はどういふふうに考へるか、この法律から見て差支えないかどうか。この点をお聞きしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 休憩時間中におきまして、職員のある者が特定の政党の綱領その他の主張をし、或いは

支持をいたしまして、その可否を論ずる、こういう場合におきましては、只今藤井政府委員から申上げましたような、それらの各條に該当する虞れのある場合が出て来るわけでございますが、只今御指摘のような場合におきましては、多くはその特定の党の政策を支持いたしますことの結果として、その団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をする、という、この第一項の規定に触れる場合が多くなつて来るのではないかと思ひます。

○原虎一君　そこに疑問が出て来るのです。であるからこの條文に照らしして見ますれば、特定の政党を支持し、又は支持しないようにという勧誘的な言辞、行動がなければ差支えないのである、そういう討論会を、政党の可否について意見を發表し合う一種の討論会的なものがされるのであつても、政党を支持する、或いはしないという勧誘にならない限りは差支えないと、こう解釈していいのじやないですか。

○政府委員(鈴木俊一君)　今のような御指摘になりました事例におきまして、特定の内閣或いは特定の団体の執行機關を支持したり反対したりしな

い、或いは特定の政党を支持したり反対したりしないということだけでなく、全く学究的な討論或いは社会人としての單なる討論ということ、そういうような目的がそこに全然ないということでございますれば、第二項には該當いたさないこととなります。又同時に第一項との関係におきましては、今のような場合におきましては、そこに全然団体の構成員となるように、要するに黨員獲得或いは他の党の黨員になることを抑える、こういうよ

うな意圖が窺われない限りは差支えない、かように考えます。

○原虎一君　それでは次に進みまして、第三十六條第二項の中頃から「地方公共団体の執行機關を支持し、又はこれに反対する目的をもつて」とあるのであります。地方公共団体の執行機關といふと、出張所或いは部、局、課等をも含むように思われますが、この執行機關はどの定義によるものか、この点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) この執行機関と申しますのは、地方公共団体の議決機関に対します執行機関、かように申しておるのでございまして、中央の組織の体系におきましては、特定の内閣ということで執行機関の全体を抑えておるのでございますが、それに対応いたしまして、地方では地方公共団体の執行機関を支持するか支持しないか、反対するか、反対しないかというところで、政治的目的を有するか有しないかの一つの判断をする基準にいたしておるわけであります、具体的にその執行機関とは何かと申しますれば、知事、市町村長或いは特定の自然

人が構成してある教育委員会、或いは特定の自然人が構成してある選挙管理委員会ということでありまして、その機構自身の問題ではなくて、やはり特定の者の満たしてありまするそういう執行機関に反対するか賛成するか、こういう意味でございます。

○原虎一君　そういたしますと、くどいようでありますけれども、一つの執行機関の一部であるところの出張所、市役所出張所というようなものは、この場合における執行機関ではない。課

もこれは機構であつて執行機関ではない、こういう解釈ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 知事の補助機関であるところの或る部、或いは或る地方事務所といったようなもののやつておりまする施策に反対し、或いは支持することの結果として、その執行機関全体をたばねておりまする知事なり市町村長のやりますことを反対し支持する、こういうことになりますれば、それはやはりこれに該当するわらであります。

○原虎一君 それは非常な問題である
と思うのです。最初の説明では明確であつたが、二度目の御説明ではますます不明確になつて来たと思ひます。それが、それで具体的に申します、例えれば地方におきます労働事務所の出張所長に対する攻撃、極端に申しますれば排撃的な運動を、運動的な運動をやつた、こういう場合にはどうなりま

○政府委員(鈴木俊一君) それが單にその事務処理とかそういうようなことについての一つの批判であつて、地方団体の執行機関自身に対する反対、支持ということを含んでおられない限りは差支えないと思ひます。

○原虎一君 そういたしますと、一の局長を運動したような場合において、それが地方公共団体の執行機関の支持或いは反対という事柄を含まな

い、その場合においては差支えないと解釈してよろしいのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 多くは今の知事、市町村長の非常に高級なる幕僚と申しますか、高級な地位にあります者で政策の決定等に参加いたしまするような地位にあります者を攻撃することの結果といたしまして、やはりその知事なり市町村長自体に対する反対支持ということに相成りますので、そういうことになりますれば、やはりそれに該当すると存じます。

○原虎一君 そこでこの三十六條に關係いたしますと、人事委員会が審査して決定しなければならぬような重大なる問題だと思ひますが、今鈴木政府委員の御説明では甚だ明確を欠く。法制局が見えておられますれば、これに対する見解を明らかに願ひたい。

○委員長(岡本健祐君) 只今参りま

す。
○原虎一君 それではお見えになるまでに次の項に移ります。罰則でありま

すが、同じ三十六條の關係の中から申上げますが、六十一條の罰則で三十六條の三三即ち「寄附金その他の金品の募集に關する」と。これが罰金の場合はたしか三年以下の懲役、十万円以下の罰金になります。この点を一つ説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) お答えいたします。六十一條の四号に「第三十六條第三項の規定による禁止に違反した者」とございしますが、今御指摘の寄附金その他の金品の募集に關すると申しますのは二項の三三でござい

ます。従つて第六十一條の四号で禁止いたしております行為は、その次の三十四頁の三とございしますこのほうであります。

○原虎一君 はい、わかりました。それから午前中の大臣の答弁並びに法制局の答弁に關連してもう一点明らかにして置きたいと思ひます。と申しますのは、本法律によりまして人事委員会の勧告を実施しない場合、この場合におきましては午前中に質疑いたしまして相當に明らかにいたしました

が、結局勧告を実施しない公共団体の長に対して勧告を実施するように運動を起す、いま一つは申合せ不履行の責を団体協約にあらず、即ち申合せであります。この申合せの不履行に對してやはり履行を迫る運動は当然起り得るのであります。こういう場合に

おきますところの地方公共団体の執行機関を支持し、或いはこれに反対する

たいと思ひます。
○政府委員(鈴木俊一君) この書面に

よる申合せを結びまして、その内容において例えば給料表を定めていた條例を改正するように努力しようというこ

とが申合せの内容でございした場合は、おきまして、それをやつて貰ひたいというのを單に要請いたします。ただけでございしますならば、特定の執行機関に反対するということには相成ら

んと思ひます。
○原虎一君 私の申しますのは、そういう場合條例にも法律にも違反しない、而も合意による申合せをしたところ

が、或る力が加わつてその地方団体の、公共団体の長は約束を履行しない、こういう場合におきまして職員団

体が輿論に訴えるというところはこれは午前中の大臣の答弁にもあるものでありますから、當然職員団体が輿論に訴えなければならぬ。この輿論に訴えるという行為が當然約束を履行しないのであるから、その長に向つて運動的な運動になることは理の當然であります。

これは第三十六條第二項との關連はどうであるのか。
○政府委員(鈴木俊一君) この書面に

よる申合せ、或いは口頭でもいいわけ

でございしますが、長との間に給料表を改訂して千円ベース・アップすること

に努力しよう、こういう意思の合致がございした場合には、それを履行しないという場合においては、この地方公務員法においてとらるべき方法とい

はしましては、例の勤務條件に關する措置の要求という方式があるわけございします。そこへ持出しまして人事委員会において審査をし、これを又この法律に基きまして正当に勧告をして貰

う。そして長なり、議会なりに法律上の勧告としてこれを取上げて貰う、

こういう方式があるわけございまして、そういう方式があるのかかわらず、今お話を一つに運動をする、或いは輿論に訴えて一つの政治運動で行く

と、こういうことに相成りますればこれはまさにこの三十六條の第二項の特定の地方公共団体の執行機関を支持し、又は反対するということに該当することになると思ひます。

○原虎一君 これは大変な問題だと思ひます。午前中、又昨日の答弁におき

ましては大臣がそういうことは輿論が

起して来て、申合せを履行しない場合は輿論が起して来る、或いは勧告が履行されるまでには輿論が起き

る。現に昨晩のデモンストレーション、こういうことが起して来る、即ち私が心配いたしましたように裁定、裁定でありました、勧告を実施す

るための適当な措置を講じなければならぬという法律になつていないために起して来る問題であります。従つて申合せの場合においても、申合せを履行しないというものは道義的責任だとい

ふ法律的解释が大體結論付けられてゐるわけですね。道義的責任を責めるのはただ人事委員会に申出ただけで誠に弱いです。實際のこの処理ができて行くのか。誠にそれは昨日私の質問の最初に、公務員の給与に對してこの法律は給与改善と福祉を確保するために必要な法律だと当局は御説明なさつたけれども、誠に今の御答弁によりま

すけれども、誠に今の御答弁によりま

すけれども、誠に今の御答弁によりま

すけれども、誠に今の御答弁によりま

すけれども、誠に今の御答弁によりま

ざいますように、特定の現在の知事或いは市町村長の弾劾、或いはそれに反対するという具体的な政治的意思を明確に目的として持つて来るように相成りますならば、これはどうしても第三十六條第二項に該当する、かように考へておるのであります。

○原虎一君　そこで第二項第四号の「文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材、又は資金を利用し、又は利用させること」といたしますと、これ以外に個人の家庭、或いは電燈会社の電柱、こういうものに意思を表示する、例えば今申しました人事委員会の勧告を聞き入れない、我々是不満である、要するに地方公共団体の執行機関に反対しない範圍において意思を表明することは差支えないかどうか、差支えないと私は解釈いたしますが、どうでありましょうか。

○政府委員(鈴木俊一君)　この第四号は要するに、地方公共団体の庁舎とか、施設とか、それに類似するところに掲示をしてはいけないということを書いてあるわけでありまして、只今のようないことは、三十六條のこの法案に触れるところはないと思うのであります。

○原虎一君　法制局は見えましたか。
○委員長(岡本愛祐君)　今衆議院の予算委員会に出ております。今呼びに行つております。原君に申しますが、時間がもう過ぎました。予定の時間よりも十五分過ぎたのです。

○原虎一君　総理大臣が見えなければ、岩間君の三十分の持時間を私に譲つてもいいと申しましたが、総理大臣

が見えるのなら、私はいつでも、やめていいわけです。

○岩間正男君　私は総理大臣に質問するのは五、六分あればいいのです。ですからその持時間を原君に譲ることをお認め願います。

○委員長(岡本愛祐君)　この際岩間君に申し上げますが、岩間君の御要求によりまして、今日も総理大臣に対して岡野國務大臣を通じて、又自由党の地方行政委員の方々を通じて、是非出席せられよう強く要望いたしました。ところが、今日は何分発熱をしておられるので、今日から、閣議にも欠席せられた、併し予算委員会だけは約束になつていたので、どうしても二時半頃には出なさい、あなうといふことで苦慮しておられるようですが、こちらにはどうしても残念ながら今日は出られないというところを、誠に残念ながら御了承願いたいと思ひます。(異議あり)と呼ぶ者あり。その代り、地方行政委員会におきまして、この地方公務員法案の審議の際に、時間の許す限り都合を見計らい、まして、委員外の質問を許可することに取計らいたいと思つております。枉げて御了承願います。

○岩間正男君　只今の委員長のお話は、一応承わるところもあるものでありますけれども、私としては、これは総理の出席を求めたのは、多分四日、五日前になつておると思ふ。その間にこれは総理が一度も当委員会に出席されません。而もこの法案を審議する一番根本の問題として実に重大な問題について、これは明らかにしななければ、この審議は実際非常に差支える問題に關係する。ところが未だこれが委員会に出席されん。だからそれでは

便法としてそういうふうには持込めと、こうおつしやいますけれども、どうしてもその点明らかにするというのが建前だといふふうに考えられますので、今のお話でありませうけれども、どうしてもやはり総理の出席をこれは要求したいと思ふのであります。予算委員会には今日一応出席される、それから総理は病氣だとおつしやいますが、我々ももう殆んど半病人に近いようなかつこうで注射を打ち続けてこの際審議に當つておるようなわけでありませう。併しその中でも重大な、この前のような政令を出すことによつて、未だ国会史上ないような大騒ぎをしたのでありますから、こういうことを再び繰返さないよう、私はその職責を盡すために頑張つてゐるのでありますから、総理大臣は御老体であり、國務多端であるといふことは、我々も十分認めるのであります。併しそういう問題と公の問題というものは明らかに区別されなければならぬ種類の問題だ、こういうふうな考えです。私は予算委員会におきましても、今日病氣で最初の予定の三分の一も出席できないというところに対して、只今理事會において同じような趣旨から公私の別を明らかにすべきであると主張して参つたものでありますけれども、この点に關して委員長は、本委員会の權威におきましてもう一度出席を求めることを切望する。

○原虎一君　ちよつと聞き漏らししましたのですが、今日は総理はお加減が悪いので御出席にならない、併し明日はやはりこれに關連いたしまして、地方行政の委員会が主たる委員会としてやられる、その場合には総理が出て来られる可能性があつて、そのときに岩間君の質問は時間を限つてできる、こういう御説明のようにも承つたのです。が、この点はどうでしょう。

○委員長(岡本愛祐君)　そういうふうにと取計らいたいと思つております。

○原虎一君　取計らうだけで、できるというところまでは来ていないわけでありませう。

○委員長(岡本愛祐君)　極力総理大臣に交渉いたしまして、出て頂くつもりにいたしております。出て来られたならば、岩間君の委員外質問を許可いたしたいと思つております。

○原虎一君　そういったしますと、委員長のお考えは極力総理の出席を要求する、これに対して岩間君は委員長に質問し、或いは委員長に請求するといふための出席発言権は認められるわけですか。

○委員長(岡本愛祐君)　認めます。

○岩間正男君　ただ私が心配しているのは、この問題は事前にやはり明らかにすべきであるといふことが一点、それからもう一つは、総理が未だに本委員会に出席してない状況を見ますと、明日出席するといふような当ては果してあり得るのか、若しそうでない場合に、私の職責を果すことができないので、その場合におけるこの責任はどうされるのであるか、こういうことを考えますと、私は本日やはり合同委員会において、その出席をもう一度要求して頂きたいといふふうに念願するものであります。

○相馬助治君　同僚岩間君の要求は極めて尤もだと思ふ。というのは、四日ほど前から是非とも内閣総理大臣の出席を要求して、そしてその答弁次第に

よつては自分は次の質問をするという意思を二回かに互つて岩間君は発表しておるわけです。そこで今委員長が議事進行の都合上から、内閣総理大臣の出られない理由を述べられたのであります。が、それは内閣総理大臣の都合であつて、私はこの際むしろ委員長として、どの程度に内閣総理大臣の出席要求について誠意を盡されたかをもう一度ここで述べられて、そして不満でもあろうが、それで承諾すると岩間君が言へばよし、そうでない場合は又別途これは考へなければならぬという意味合から、一つ委員長この際、総理大臣に対して出席を要求した経緯等について、もう少し具体的に説明されて、この議事が円満に進行するようになつて貰いたい、こう考へるのであります。

○委員長(岡本愛祐君)　相馬君にお答え申し上げます。岩間君から総理大臣の出席を要求せられた以後、毎日のように出席の要求をいたしておりました。殊に今日もお見えになりました。岩間君から強い出席の御要求がありました。それで原君から午前中に休憩の勧誘が出ましたが、私は私はそのときも申上げたのですが、続けてやつて頂きたいと言つた。併し総理大臣の出席をもう一度強く休憩中に要求しようと思ひまして一時間余要求のため休憩にいたしまして、その間に岡野國務大臣に来て頂き、又自由党の保利君、西村君等を通じて、是非出席をして貰うように、そうしないといふ議事の進行にも困るから是非出席して貰いたいといふことを切に要求したのであります。併し何分にも今申上げましたように、発熱をして午前は寢ておられて

れる可能性があつて、そのときに岩間君の質問は時間を限つてできる、こういう御説明のようにも承つたのです。が、この点はどうでしょう。

○委員長(岡本愛祐君)　そういうふうにと取計らいたいと思つております。

○原虎一君　取計らうだけで、できるというところまでは来ていないわけでありませう。

○委員長(岡本愛祐君)　極力総理大臣に交渉いたしまして、出て頂くつもりにいたしております。出て来られたならば、岩間君の委員外質問を許可いたしたいと思つております。

○原虎一君　そういったしますと、委員長のお考えは極力総理の出席を要求する、これに対して岩間君は委員長に質問し、或いは委員長に請求するといふための出席発言権は認められるわけですか。

○委員長(岡本愛祐君)　認めます。

○岩間正男君　ただ私が心配しているのは、この問題は事前にやはり明らかにすべきであるといふことが一点、それからもう一つは、総理が未だに本委員会に出席してない状況を見ますと、明日出席するといふような当ては果してあり得るのか、若しそうでない場合に、私の職責を果すことができないので、その場合におけるこの責任はどうされるのであるか、こういうことを考えますと、私は本日やはり合同委員会において、その出席をもう一度要求して頂きたいといふふうに念願するものであります。

○相馬助治君　同僚岩間君の要求は極めて尤もだと思ふ。というのは、四日ほど前から是非とも内閣総理大臣の出席を要求して、そしてその答弁次第に

よつては自分は次の質問をするという意思を二回かに互つて岩間君は発表しておるわけです。そこで今委員長が議事進行の都合上から、内閣総理大臣の出られない理由を述べられたのであります。が、それは内閣総理大臣の都合であつて、私はこの際むしろ委員長として、どの程度に内閣総理大臣の出席要求について誠意を盡されたかをもう一度ここで述べられて、そして不満でもあろうが、それで承諾すると岩間君が言へばよし、そうでない場合は又別途これは考へなければならぬという意味合から、一つ委員長この際、総理大臣に対して出席を要求した経緯等について、もう少し具体的に説明されて、この議事が円満に進行するようになつて貰いたい、こう考へるのであります。

○委員長(岡本愛祐君) 確かめに行
ております。それでは原さんに申上
ますが、林法制意見第二局長並びに
労働大臣が参りました。それで労働
に対して高田委員から御質問があり

問でございますと、市の当局と職員団体の間で自転車置場を一方で作る代に一方で陽暇休暇をとらないといううな申合せをするというよりなお話あつたと思うのでありますが、どう

るわけであります。ただ問題は別と
まして、この五十五條二項で市の當
と職員団体の間で何らかの交渉の結
意思が合致した、従つてそれを申合
として文書にした、こういうのでご

合致がございますして、それに基づき
事項を当局側が履行しない場合、
いは職員団体側が履行の責を負うよ
うな申合せなり意思の合致なりという、

○厘虎一君 私のお聞きしている（は、むしろ理事者当局が履行しなかつたというよりも、職員団体が長と申せしした事柄を履行しないという場合

において、職員団体の幹部が長を欺瞞したものと見てこの法律の中において処置をするということが起り得るのではないか。そして申合せそれ自体に違反したということではなしに、長との契約を欺瞞したという事柄が起きて来た場合において、この注文の中において処置がなされるか、こういうことをお伺いしているのではありません。少し誤解されているのではないかと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の御指摘の点でございしますが、先ほど申し上げたと申上げましたように、職員団体が当局と交渉いたしましたして、要するに職員団体の要請する事項について、長との間に意思の合致がある場合が問題になるわけでございまして、長のほうから職員団体に對して或る要求をいたすというふうなことは、どういふ事例がございしまするかちよつと私ここで想像いたしたかねるのでございしますが、仮に長といたしましては、この地方公務員法に基きまして、職務上のいろいろな命令とか指示とかいうようなことは当然いたすわけでございしますが、そういうふうなことは、いわゆる交渉の結果に基く要求ということではないわけでありまして、これは公務員法上の当然の一つの権限として法律上定められたものでございしますから、そういうふうなことは交渉の対象になりませんし、そういういたしますというのと、一体どのようなことが御指摘のような団体側が履行する責として起つて参りますか、ちよつと想像に苦しむのでも、それに対しまして、この法案が特に職員団体に對して、何らかの行政的

措置を講ずるというふうなことは、必要を認めませんか。つた関係もございするが、法の上では何ら規定をいたしてございせん。そのような行為が今欺瞞とかいふようなことで刑法上の問題になる場合は別でございしますけれども、地方公務員法自体におきましてはそういうふうなことは何も予想いたしていないのでございします。

○原虎一君 法制局はどうです。

○政府委員(林修三君) 今鈴木次長が答弁されておつたと同様に考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 原君に申し上げますが、予約の時間は過ぎました。

○原虎一君 もう二つばかりありまするが、それでは又文書によつて質問いたしますから私の質問は打ち切ります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは高田君、五分あなたの時間が残つておりますから、五分の範囲でお願いいたします。

○高田なほ子君 それでは緊急な、重大な問題でございまして、先ほど資料が揃いませんでしたために、労働大臣への質問を差控えました。労働大臣に質問いたします。一九五〇年十一月の九日から十一月までプラッセルで開かれた国際自由労働執行委員会は、アジア並びに極東代表からの報告並びに極めて新しいこの日本の情報によつて非常に重要な問題について決議をしたのでございしますが、これについて労働大臣は御存じでございしますようか、どうですか、その点。

○國務大臣(保利茂君) 正式には何らの通報にも接しておりませんけれども、情報としては承知をいたしております。

○高田なほ子君 そこでこの決議の内容容につきましては、本法案の制定に當りまして、極めて重要な関連性を持つものでございしまするので、私はその点をお伺いしたいと思つたのであります。先ず第一に公務員の選挙に関する法律の修正案の提出に反對する決議の内容として、教員の選挙運動を禁止することは、基本的人権の侵害であり、自由の抑圧であり、憲法違反以外の何ものでもない。これを決議してあります。第二項に教員の合法的行動に基く選挙運動の禁止は、一般的に教育の破壊をもたらし、第三項、教員組合は労働組合である。従つて労働組合の政治活動禁止は、民主主義の原則に反する。第四項、教員の選挙活動の禁止はGHQのSCAPの指示、方針に矛盾する。第五項、現在世界中どこにも教員の選挙運動を束縛しようとする非民主的な国を発見することはできない。この五項目の決議をされているのでございしますが、少くとも世界の自由な、而も民主的な五十数カ国の労働組合の結集している。この世界自由労働の決議を、現下の日本の民主革命の段階においてこれを今次の法案と一体どのようなマツチさせるお考えでございしますようか。その点をお伺いしたいのであります。

○國務大臣(保利茂君) 只今のことは、この委員会に提案せられたということとは何つておりますが、決議として採択せられたというとは何つておりません。

○高田なほ子君 これは明らかに決議として採択されたのでございします。若し決議として採択されたものであれば、取入れる、つまり法案再検討

の意思があらになるかならないか、こういう問題であります。

○國務大臣(保利茂君) 決議になつていないと私は承知しておりますので、どうも……決議となつていればどうするかというところですが、決議としては採択せられていないというふうに聞き及んでおります。

○高田なほ子君 労働大臣の見解と私の見解が根本的に、この決議である決議でないというところに相違があるのですが、若し仮に一步譲りました決議でないとしても、決議であつたとしても、これは極めて重要な問題でございまして、この法案に直接関係のある大きな世界の目がこれに向つて注がれているというところを考えられましたときに、更にこの法案というものについてこの世界の意思をどういふふうに酌み入れて行くかというところは極めて現下の政府の特に労働大臣の重要な課題ではないかと私は思ふのです。その点どうお考えでございしますか。

○國務大臣(保利茂君) 国際自由労働において採択せられた決議の後半について決議せられておりますことにつきましましては、私も政府として一応御尤もなことであると考へております。従いまして公務員につきましても、全体の奉仕者であるという地位に鑑みまして、公共の福祉に反せざる限りその自由を尊重して参るということを進まなければならぬ、かように考へております。

○高田なほ子君 結局まあ原則論に入るわけでございしますので、私はこの原則的な問題は國務大臣に御質問申し上げます。若し決議として採択されたものと私の質問の要旨に對しまして再検討

の意思はないと、若し仮にこれが決議であつた場合でも再検討の意思はないというお考えなのでございしますか。

○國務大臣(保利茂君) 只今提案せられております地方公務員法、この法案につきましましては全体の奉仕者でありますその公務員の地位に鑑みまして、その規律を求めておりますけれども、公共の福祉に反せざる限りはこれを、その自由を尊重して参るといふその線は堅持して参らなければならぬ。そういうふうな考へております。

○高田なほ子君 あなたの御つしやることはもうよくわかるのですが、これを取入れるか取入れないかということが非常に私は大きな問題であらうと思ふのです。そして今ここで決議であるとかないというところで壁に當つておるような形になつておるのでございまして、私の伺いたいことは、結局法律というものが国民を拘束するものではなくて、飽くまで法律というものは国民を保護するものである。公共の福祉の増進のために福利を保護するものである、こういうふうな考へておるわけでありましても、御承知のように本法は各委員から幾多の矛盾がすでに指摘されておる。私が特にここに申し上げたいことは、近代の法律の中で公共の福祉とか或いは治安の維持とかいふような美名に隠れて来たかという近代の日本の歴史を考へるときに、やはりこれは法の精神といふものを、やはりもう解明しなければならぬ段階に来ておるのではないかと思ふのです。思ひまするに治安維持法は、國家の治安の維持のために、國民の福祉を守るために治安維持法が制定されたのであり

ますが、治安維持の名において無辜の国民の言論の自由を弾圧して、畏怖と恐怖のどん底に国民を陥れたというあの法律の施行された日本の姿から考えると、私は公共の福祉という美名に隠れて幾多の矛盾点をそのまにこれを進めようとするような考え方に對してはどうしても納得が行かないわけなのでございます。そこで私は質問の時間が許されておきませんで、誠に残念でございますので、せめて基本的な問題の二、三を労働大臣にお尋ねしたいのですけれども、公共の福祉と基本的な人権というところをどういう一体繋りにおいて調節して行くか、これが非常に問題だろと思うのです。社会の公共の福祉というところは、これは社会と云うものと切離してあるものでないといふことは今更申上げるまでもないで、社会機構の個人の権利をどのように活用して行くか、個人の権利を守り、そうしてその権利を更に増進させるためにこそ公共の福祉というところが考えられなければならないのに、本法案はそういうような点を全く主客顛倒いたしまして、基本的な人権を侵害している部分が各所に現われているのでございまして、特に本法案の重要点である政治活動の禁止の面などはその公たるものではないかと思うのです。公共の福祉が保たれるために政治活動を禁止し、自分を保障するために政治活動を禁止し、言論の自由を抑えようとするならば、先頃の公聴会にも公述人から言われたように、そういうようなことが公共の福祉を増進するというならば、今日監獄に繋がれているあの囚人は言論の自由、思想の自由、行動の自由というものをこれは全く失われて

おる。あの囚人の生活が最上の公務員としての生活環境にあるという極論すらもせざるを得ないことになろうと思ふのであります。然るにイギリスとかアメリカとかこういうような民主的な先進国家において、公共の福祉と個人の権利ということの調節がかなり高に行われているのであります。このことは文化の水準を測る一つのバロメーターのように私は考えられるのです。更にこのように基本的な政治活動を弾圧することによつて、果してこの多くの地方公務員各位が本當に忠実にその業務に服し、忠実に人間としての責任を果して行くことができるかといふと、過去の歴史は決してそういうことを証明していません。極端に言うならば、非常に尖鋭化するものと非常に隷屬的な地位に陥れるものととまあ二つに分れて、結局そういう社会の情勢といふものは日本の曾ての軍国主義戦争に追込んだファシズムの撞頭の案地になるようなことになるのではないかと云うことを私は非常に懸念するものでございまして。更に私はこの問題について先頃五日、六日の公聴会に國家公務員であられます東大の教授の宮原誠一さん、辻清明さんの御両氏がこの本決案に對する公述人として御出席の御予定でありまして、少くとも私はこの近代の、本法案に對する最も進歩的な御意見を承るために、非常な期待をして、いたにかかわらず、病氣とかその他、これは個人の自由な御意思で欠席なされたかと思ふのであります。けれども、仄聞するところによれば、御両氏共にこれは日頃から政府の反動的な御意見というものに対しては終始反對の意思を表明しておられるので、御

自分のお立場もお考えになられて御出席がなされなかつたのではないだろうか、こういうようなことを仄聞いたし、想像いたしますときに、今の日本の民主革命の段階において、誠に言論の自由、思想の自由を飽くまでも拘束をするといふいわゆる基本的人権を縛り上げるという方向は、決して広汎な意味における公共の福祉増進ということにはならない、こういうふうな考えののであります。こういうふうな点の矛盾をどういうふうにしてコントロールして行かれるであらうか。私は國務大臣並びに労働大臣の率直な御見解を伺いたいでございまして。○國務大臣(保利茂君) 御意見は伺いましたが、併しながらこの地方公務員法が曾ての治安維持的な性格と、或いは將來への虞れがあるという御見解に、私はどうも御同意いたしかねるものでございまして、地方公務員は要するに國家公務員と同様に全体の奉仕者としての特殊の立場と地位を持つておられる。その地方公務員の人事管理を合理化すると同時に、併せて地方公務員の立場を保護して参るといふところに、法の精神があると私は存じております。次第でございまして。もとより基本的人権の尊重、特に政治的自由といふものはこれは例外なしに尊重せられなければならないという御説に對しては、私は全然同意でございます。従いましてその政治的活動、或いは政治的自由を制限するといふ場合においては、これはそれに対する特殊なやむを得ない理由がなければならぬ。地方公務員法におきましては政治活動の自由を或る程度制限したと云う理由はこれは全く全休の奉仕者としての、その特殊の地

位と任務に鑑みて、最小止むを得ざる程度、而も國家公務員法においていたしておる程度の制限を行なつておる、こういうふうには私は考えております。○高田なほ子君 ちよつと時間をお許し願ひたいのですが。○委員長(岡本愛祐君) 五分間、もう五分になりましたから御勘弁願ひます。○高田なほ子君 非常に関連を持つのですが、私は非常に発言時間が少いのですが。○委員長(岡本愛祐君) 初め二十五分過ぎて、もう五分しかないと。○高田なほ子君 それではもう一言だけ。○委員長(岡本愛祐君) もうこの程度で労働委員會のほうへお帰し願ひたい。○高田なほ子君 これは連合委員會です。ですから労働委員會でなくて、連合委員會で発言したいのですが。○委員長(岡本愛祐君) お約束ですが、どうか一つこの程度にお願いしたい。○高田なほ子君 婦人の発言をもう少しお許し願ひたい。○委員長(岡本愛祐君) どうかこの程度でお願いしたいと思ひます。岩間君にお答え申し上げます。總理大臣は病を押して予算委員會に出ておられます。それで今堀委員から御交際を願ひまして予算委員會が済みましたが、こちらに、地方行政委員會のほうへお願いすること、今お願いをしております。そのときに委員外の発言を許します。

○岩間正男君 私は非常に奇怪だと思ふのであります。若し私自身がさつき相馬君の発言によつて人道的な立場からあれをあのまに承認したとなつたらどうなりますか。そのことを考えて下さい。本委員會の運営について私は疑問を持つものであります。誰が、何人が吉田總理が今日出られないという中間放送をしたかという点についてはつきり確かめて責任のある答弁を願ひたい。○委員長(岡本愛祐君) それは堀理事からお話があつた……。○岩間正男君 堀理事はここにいられますか。○委員長(岡本愛祐君) それで私はさう思つたのですが、すぐあなたの御注意によつて調べさせましたところが、そのあと間もなく出られた。こういうことです。○岩間正男君 私はこういうことが繰返されておることは私の四年間の議員生活において今まで私は体験しておる。だから私はこれに對して最後の確認を得ないうちは動かない、こう考えたのであります。この点私は不満の意を表せざるを得ない。それからもう一点は、間もなく總理大臣が見えるのであります。間もなく總理大臣が見えるのであります。やがてこの席上でやがて頂きたい。私今のような情勢では非常に疑問を感じざるを得ないから、この点改めて要求したい。○委員長(岡本愛祐君) 岩間君の先ほどの御発言では、自分の質問は、五、六分で済むのだから、その残りを原委員に差上げるというお話でした。五、六分で済むのですから、この連合委員會はこれで打ち切りまして、委員外発言で、五、六分なら許せると思ひますか

ら、そのときお願いいたします。

○岩間正男君 私は第一この委員会が、四日五日に亘つて、吉田総理の出席を求めておつたのに対して、総理は遂に一回もこの連合委員会に出席されない、この事実をばつきり確認されなくてはならないと思つております。而も今の時期に、あんなに、不明朗な形でいつてこの委員会を打ち切られようとしておるのでありますけれども、私自身としてはやはりこの連合委員会において飽くまでも質すのが本筋である。成るほど委員外発言という方法はございます。これは、本委員として発言するのでありますから、これは相当権限において遠うところもあるものであります。私自身はそう考えますから、これは私の意思を委員長において実現されるよう御努力願ひたい。

○高橋進太郎君 連合委員会がずっと引續きありまして、本来の地方行政委員会が最終日になつてもまだ開けない、それで昨日い／＼すつたもんだで漸くきめて、それも今日は一休午前中から始まるわけでしたけれども、皆さん十時から揃ひにならないので、実はお待ちかねして我々控室へ帰つたような次第でありますから、これ以上延ばすということは、我々の本来の地方行政委員会の審議が殆んど無視されるということになりますので、これは直ちにこれで切つて頂きまして、そして地方行政委員会を再開して頂きたいと思ひます。（異議なし）と呼ぶ者あり）

○委員長（岡本健祐君） 岩間さん御了承願ひます。

○石川清一君 連合委員会の運営については連合委員会の委員長並びに理事

によつて決定されておるのであります。その間におけるいろいろの中中で、岩間委員の質問も確かにすつと引續いてあつたと存じております。従つてこの決定についてはこの連合委員会の最終段階でございますので、委員長において当然他の連合委員長と相談すべきだといふようにお考えになれば、さういふように計らつて置かなければ私はいらないのではないと思ひます。

○高橋進太郎君 私の承知しておりますのは、今日午前十時から始めまして十二時半で終る。こういう各理事の申合せ、その決定に従つたわけでありますから、その線はもう打合せの必要はないと思ひます。速かに地方行政委員会を再開せられんことをお願いいたします。（賛成）と呼ぶ者あり）

○原虎一君 二つの意見が出た場合には、これはやはり委員長は先ず連合の委員長と御相談になつて問題を処理されませんと進まないのじないかと思ひます。我々は成るほど今日の運営については、昨日四委員長と関係理事が集つて、質問時間は二時間半とし、五名が行う、その間の譲り合ひは許すという事になつたが、それには、今岩間君が言われるように、総理の出席が要求され、総理が出られて初めてこの昨日の運営決定が生きておりますが、遺憾ながら総理がそれまでに出席なかつたために、昨日の決定を実際九分までは実行したが、あと一分が、残つて、而もこれは、こういう重要な法案に総理の出席を議員が求めて、それが今日始まつてでなくて、数日前に求められておるのであります。運営を決定したからという理由で押切ること、これはできないのであります。た

だ私も、あえて時間を空費しようとか、或いは議事を未了に終らせようとか考へは持つておりません。従つて委員長は休座を宜せられて、速かにこの問題を処理されるのが妥当であり、或いは総理が今おいでになれば、五分間で昨日の申合せ通りに済むわけであります。

○高橋進太郎君 私は重ねて申し上げたいと思ふのでありますが、全然これは総理の質問を許さないといふのならあれですが、とにかく委員外でお許しをしようといふのですから、そのために、僅かの時間のために地方行政の本来的委員会が開けないといふことは、非常に形式的じやないかと思ふのであります。ですから速かに事態を考えられまして、再開せられんことをお願いいたします。

○原虎一君 折角の御意見でありますけれども、議論しておると、三十分や四十分はすぐ経つてしまふ。今まで言われたところの議論は行きますならば、委員外質問では、言葉だけのやり取りならそれでも済みますけれども、やはり連合委員会における総理に対する質問と、それから地方行政委員会において委員外議員としての発言とは違ふのであります。岩間君が連合委員会において、連合委員会構成分子として総理に対する質問といふものと、それから委員外議員としての質問とは違ふのであります。その点は私が申し上げなくともおわかりのはずであります。これを議論しておりますれば、三時間議論したつて、この議論は盡きない。一番急がれるならば、与党の方々が予算委員会へおいでになつて、総理に五分か三分おいで下さいとお通れになれば

議題は解決する。それをあなた方がやらないで、ただ発言を、自分らの審議権が縮小されるからと言ふが、あなたの審議権を縮小する意味じやありませんから、やはり議員としての職責を果さうとすれば、幾らでも立派な理由があるものであります。これはやはり委員長及び理事会を開いて、然るべく処理することが妥当であると思ひます。

○委員長（岡本健祐君） それでは速記を止めまして、閣議にいたしたいと思ひます。

〔速記中止〕

○委員長（岡本健祐君） 速記を始め

それでは今日はこれを以て散会いたします。

午後三時三十七分散会

出席者は左の通り。

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

理事 堀 末治君

吉川 末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

鈴木 直人君

岩木 哲夫君

石川 清一君

木下 源吾君

森田 豊壽君

議題は解決する。それをあなた方がやらないで、ただ発言を、自分らの審議権が縮小されるからと言ふが、あなたの審議権を縮小する意味じやありませんから、やはり議員としての職責を果さうとすれば、幾らでも立派な理由があるものであります。これはやはり委員長及び理事会を開いて、然るべく処理することが妥当であると思ひます。

○委員長（岡本健祐君） それでは速記を止めまして、閣議にいたしたいと思ひます。

〔速記中止〕

○委員長（岡本健祐君） 速記を始め

それでは今日はこれを以て散会いたします。

午後三時三十七分散会

出席者は左の通り。

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

理事 堀 末治君

吉川 末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

議題は解決する。それをあなた方がやらないで、ただ発言を、自分らの審議権が縮小されるからと言ふが、あなたの審議権を縮小する意味じやありませんから、やはり議員としての職責を果さうとすれば、幾らでも立派な理由があるものであります。これはやはり委員長及び理事会を開いて、然るべく処理することが妥当であると思ひます。

○委員長（岡本健祐君） それでは速記を止めまして、閣議にいたしたいと思ひます。

〔速記中止〕

○委員長（岡本健祐君） 速記を始め

それでは今日はこれを以て散会いたします。

午後三時三十七分散会

出席者は左の通り。

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

理事 堀 末治君

吉川 末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

議題は解決する。それをあなた方がやらないで、ただ発言を、自分らの審議権が縮小されるからと言ふが、あなたの審議権を縮小する意味じやありませんから、やはり議員としての職責を果さうとすれば、幾らでも立派な理由があるものであります。これはやはり委員長及び理事会を開いて、然るべく処理することが妥当であると思ひます。

○委員長（岡本健祐君） それでは速記を止めまして、閣議にいたしたいと思ひます。

〔速記中止〕

○委員長（岡本健祐君） 速記を始め

それでは今日はこれを以て散会いたします。

午後三時三十七分散会

出席者は左の通り。

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

理事 堀 末治君

吉川 末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君